

## 指名停止情報

業者名	所在地	指名停止の期間	指名停止の理由	指名停止理由の詳細
極東開発工業（株）	大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号	令和7年12月3日から 令和8年2月2日	独占禁止法違反行為	特定特装車製品の販売に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年9月24日に、公正取引委員会から認定された。
新明和工業（株）	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	令和7年12月3日から 令和8年2月2日	独占禁止法違反行為	特定特装車製品の販売に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年9月24日に、公正取引委員会から認定された。
パシフィックコンサルタンツ（株）	東京都千代田区神田錦町3丁目22番地	令和8年1月7日から 令和8年2月6日	過失による粗雑工事	令和2年度に広島県河川課が発注した「中小河川における氾濫推定図作成業務」において、氾濫解析時の計算プログラムの誤りにより、水浸水想定区域図（45水系458河川）のうち5水系29河川（8市13エリア）の、浸水面積及び浸水深が過大又は過少となっていた。